

静岡市報

No. 59

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月 1 日

目次

規 則	
○静岡市市民文化会館運営委員会規則の一部を改正する規則	1
○静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	2
○静岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	2
○静岡市契約規則の一部を改正する規則	3
企業局管理規程	
○静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	4
消防本部訓令	
○静岡市消防防災局消防部車両管理規程の一部改正	4

規 則

静岡市規則第 1 号

静岡市市民文化会館運営委員会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年 1 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市市民文化会館運営委員会規則の一部を改正する規則

静岡市市民文化会館運営委員会規則（平成15年静岡市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第15条第 1 項」を「第17条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 2 号

静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成20年 1 月 24 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
 静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第72号）第2条
 及び附則第2項の規定の施行期日は、平成20年 1 月 24 日とする。

静岡市規則第 3 号

静岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年 2 月 5 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市営住宅管理条例施行規則（平成15年静岡市規則242号）の一部を次のように改正する。

様式第10号中

「

同居親族数	高齢者控除額	寡婦(夫)控除額	老人70歳以上	特別障害者数	普通障害者数	特定扶養親族数	50歳以上の者数	18歳未満の者数	備考
人	円	円	人	人	人	人	人	人	

を

」

「

同居親族者数	寡婦(夫)控除額	老人70歳以上	特別障害者数	普通障害者数	特定扶養親族者数	昭和31年4月1日以前生まれ者数	18歳未満の者数	未就学児童数	備考
人	円	人	人	人	人	人	人	人	

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 4 号

静岡市契約規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年 2 月 8 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市契約規則の一部を改正する規則

静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第28条の次に次の 1 条を加える。

（随意契約の内容等の公表）

第28条の 2 市長は、政令第167条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約によろうとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- （1）契約に係る物品又は役務の名称及び数量
- （2）契約の締結を予定する月
- （3）契約の内容
- （4）契約の相手方の選定基準及び決定方法
- （5）契約に関する事務を担当する組織の名称

2 市長は、前項の規定による公表に係る契約を締結したときは、前項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

- （1）契約を締結した日
- （2）契約の相手方
- （3）契約金額
- （4）契約の相手方とした理由

3 前 2 項の規定による公表は、インターネットその他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成20年 3 月 1 日から施行する。

企業局管理規程

静岡市企業局管理規程第 1 号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成20年 1 月 21 日

静岡市公営企業管理者 河 野 正 也

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

様式第32号その1中「年度」を削り、同様式その2中「年度」を削り、「静岡市企業局収納取扱金融機関」を「静岡市企業局公金取扱金融機関」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第 1 号

消防防災局

各消防署

静岡市消防防災局消防部車両管理規程（平成17年静岡市消防本部訓令第25号）の一部を次のように改正する。

平成20年 2 月 1 日

静岡市消防長 岡 村 一 博

第 6 条中「警防課長」を「消防防災局消防部警防課長（以下「警防課長」という。）」に改める。

第10条第 1 項中「代務者」を「補助者」に改める。

第13条中「消防部警防課長」を「警防課長」に改める。

第20条第 3 項中「局長に提出」を「警防課長を経由して局長に報告」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 局長は、前項の規定による提出を受けたときは、所属長に対し当該事故の処理について指導及び助言を与えるものとする。

様式第 7 号を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。